

## I 重要な会計方針

平成22年3月30日に「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」が改訂されておりますが、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」のうち、第80の規定については当事業年度より適用しております。

また、当事業年度より、一部改訂された「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A(平成22年4月 総務省行政管理局 財務省主計局 日本公認会計士協会)を適用しております。

### 1. 運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用しております。

当法人の業務運営が中期計画、年度計画等で一定の業務と運営費交付金の対応が明らかにされている業務達成基準、また、中期計画・年度計画等で業務の実施と運営費交付金財源が期間的に対応している期間進行基準のいずれにも当てはまらないためであります。

### 2. 減価償却の会計処理方法

#### (1)有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物	2年～50年
構築物	2年～60年
機械装置	2年～17年
医療用器械備品	2年～8年
工具器具備品	2年～15年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第86）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

#### (2)無形固定資産

定額法を採用しております。

### 3. 賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

職員の賞与については運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、会計基準第87に基づき計算された賞与に係る毎事業年度の増加額を計上しております。

### 4. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

職員の退職手当については運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第88に基づき計算された退職給付債務に係る毎事業年度の増加額を計上しております。

#### 5. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品	先入先出法による低価法
未成受託研究支出金	個別法による低価法

#### 6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### 7. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

##### (1) 国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

受託研究の予算で取得し、国へ返還した固定資産のうち、無償使用することを国から承認された固定資産の機会費用は、無償使用承認時の残存価額を新たな取得原価とみなし、法令による中古資産耐用年数の簡便法により算出した年数で償却した金額を計上しております。

##### (2) 政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成22年3月末利回りを参考に1.395%で計算しております。

#### 8. リース取引の処理方法

リース料総額が3,000千円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が3,000千円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### 9. 消費税等の処理方法

消費税等の処理方法は、税込方式によっております。

## II 注記事項

〔貸借対照表関係〕

### 1. 運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積額

2,385,839千円

2. 運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額

240,465 千円

[損益計算書関係]

1. ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、4,044 千円であります。当該取引を控除した経常利益は 209,559 千円、当期純利益は 201,506 千円、当期総利益は 204,964 千円であります。

2. 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

機械装置	36,027 千円
医療用器械備品	2,866 千円
<u>工具器具備品</u>	<u>29,279 千円</u>
計	68,174 千円

3. 固定資産撤去損の内容は、次のとおりであります。

那珂湊支所廃止に関する改修工事に伴うもの	15,903 千円
<u>重粒子線施設の増築改修工事に伴うもの</u>	<u>9,229 千円</u>
計	25,133 千円

4. その他の臨時損失は、施設整備費補助金により実施した、那珂湊支所廃止に関する調査委託業務に伴う費用等、ならびにファイナンス・リース取引の減価償却期間修正に伴う過年度分の費用の計上によるものであります。

5. その他の臨時利益は、ファイナンス・リース取引の減価償却期間修正に伴う過年度分の収益計上によるものであります。

[キャッシュ・フロー計算書関係]

1. 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	7,908,140 千円
<u>定期預金</u>	<u>△638,688 千円</u>
資金残高	7,269,451 千円

2. 重要な非資金取引

ファイナンス・リースによる資産の取得

工具器具備品	74,970 千円
--------	-----------

[減損会計関係]

1. 減損の兆候が認められた固定資産

固定資産のうち那珂湊支所施設の管理部門施設については、減損の兆候として次の事象があります。

平成19年12月24日閣議決定の「独立行政法人整理合理化計画」において、独立行政法人の見直しに関し、講ずべき横断的措置のほか、当法人において講ずべき措置として、組織の見直しのため茨城県等の地元の了解を得た上で那珂湊支所については平成22年度までに廃止するものとする定められております。

当施設が廃止されるのは平成22年度であり、現在、管理部門施設は取得時の想定どおりに使用しているため、減損の認識をしておりません。

- (1) 固定資産の用途 研究用施設（管理部門施設）
- (2) 固定資産の種類 建物、構築物
- (3) 固定資産の場所 茨城県ひたちなか市磯崎町3609
- (4) 使用しないという決定を行った経緯及び理由

平成22年度末までに那珂湊支所を廃止することについて、平成20年7月に地元の了解が得られたためであります。

- (5) 将来の使用しなくなる日における固定資産の種類、帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額

具体的な廃止の日が未定であり、将来の使用しなくなる日における固定資産の回収可能サービス価額及び減損額の見込額は不明であります。なお、平成21年度末における固定資産の種類及び帳簿価額は以下のとおりであります。

種類及び帳簿価額	建 物	21年度末帳簿価額	23,266千円
	構築物	21年度末帳簿価額	52,979千円

## 2. 減損を認識した固定資産の概要は、以下のとおりであります。

(単位:千円)

NO	場所	用途	種類	帳簿価額	減損の認識に至った経緯	当期損益内	当期損益外	一体としてサービスを提供するものと認めた理由	回収可能サービス価額について
1	千葉(本所)	福利厚生用	工具器具備品	206	固定資産除却に際し、研究所自らが使用しないという決定を行った	-	206	なし	使用価値相当額による。減価償却後再調査価額の算出が困難なため、帳簿価額に使用しないという決定を行った部分以外の部分の割合を乗じて算出した(0円)
2	千葉(本所)	資材保管用	物置	523	固定資産除却に際し、研究所自らが使用しないという決定を行った	-	523	なし	使用価値相当額による。減価償却後再調査価額の算出が困難なため、帳簿価額に使用しないという決定を行った部分以外の部分の割合を乗じて算出した(0円)
3	千葉(本所)	資材保管用	倉庫	964	固定資産除却に際し、研究所自らが使用しないという決定を行った	-	964	なし	使用価値相当額による。減価償却後再調査価額の算出が困難なため、帳簿価額に使用しないという決定を行った部分以外の部分の割合を乗じて算出した(0円)
4	那珂湊(支所)	研究用	建物	29	整理合理化計画の見直しすべき措置を受けて、研究所自らが使用しないという決定を行った	-	29	一体となり機能しているため	使用価値相当額による。減価償却後再調査価額の算出が困難なため、帳簿価額に使用しないという決定を行った部分以外の部分の割合を乗じて算出した(0円)
5	那珂湊(支所)	研究用	建物	70	整理合理化計画の見直しすべき措置を受けて、研究所自らが使用しないという決定を行った	-	70	一体となり機能しているため	使用価値相当額による。減価償却後再調査価額の算出が困難なため、帳簿価額に使用しないという決定を行った部分以外の部分の割合を乗じて算出した(0円)
6	那珂湊(支所)	研究用	建物	7,201	整理合理化計画の見直しすべき措置を受けて、研究所自らが使用しないという決定を行った	-	7,201	一体となり機能しているため	使用価値相当額による。減価償却後再調査価額の算出が困難なため、帳簿価額に使用しないという決定を行った部分以外の部分の割合を乗じて算出した(0円)
7	那珂湊(支所)	研究用	建物	51,421	整理合理化計画の見直しすべき措置を受けて、研究所自らが使用しないという決定を行った	-	51,421	一体となり機能しているため	使用価値相当額による。減価償却後再調査価額の算出が困難なため、帳簿価額に使用しないという決定を行った部分以外の部分の割合を乗じて算出した(0円)

〔金融商品関係〕

1. 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については1年未満で決済される短期的な預金及び1年以上で決済される長期性預金に限定しております。

また、借入金はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1)現金及び預金	7,908,140	7,908,140	—
(2)売掛金	285,159	285,159	—
(3)長期性預金	795,418	799,596	4,177
(4)買掛金	(1,329,515)	(1,329,515)	( — )
(5)未払金	(4,629,890)	(4,629,890)	( — )
(6)前受金	( 116,847)	( 116,847 )	( — )

(注1) 負債に計上されているものは、( ) で示しております。

(注2) 売掛金は貸倒引当金を控除している金額を記載しております。

(注3) なお、貸借対照表に計上されているリース債務は、企業会計基準適用指針第19号金融商品の時価等の開示に関する適用指針(平成20年3月10日 企業会計基準委員会)第24項ただし書きにより、金融商品会計基準等の適用にあたり重要性が乏しいと認め、時価の注記を省略しております。

(注4) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)長期性預金

長期性預金の時価については、新規預け入れを行った場合に想定される利率を割引率として、残りの預け入れ期間で割り引いて算定する方法によっております。

(4)買掛金、(5)未払金、(6)前受金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### Ⅲ 重要な債務負担行為

契約締結後、翌年度以降に履行となる重要な債務負担行為の額は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

件名	契約金額	22年度以降支払予定額
次世代重粒子線がん治療装置用高エネルギービーム輸送ライン電磁石	176,190	176,190
ビームハンドリング制御盤	133,350	133,350
合 計	309,540	309,540

### Ⅳ 重要な後発事象

該当事項はありません。

### Ⅴ その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

#### 独立行政法人整理合理化計画

平成19年12月24日閣議決定「独立行政法人整理合理化計画」において、独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置のほか、当法人において講ずべき措置として、「組織の見直し」のうちの「支部・事業所等の見直し」に「茨城県等の地元の了解を得た上で那珂湊支所を廃止する」旨が定められております。

また、「独立行政法人整理合理化計画」の実施については、当該計画において、「原則として平成22年度末までに措置する」こととされております。これらに基づき、当法人では所要の措置を講じております。

なお、「独立行政法人整理合理化計画」は、平成21年12月25日閣議決定の「独立行政法人の抜本の見直しについて」により、既に措置している事項を除き、当面凍結し、独立行政法人の抜本の見直しの一環として再検討することとされております。

また、別途各府省の判断により、「独立行政法人整理合理化計画」に定められた事項について取組を進めることを妨げないともされております。